

## 【参考1：農林漁業者共通の特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
融資限度額の引き上げ	農林漁業セーフティネット資金	一般：1,200万円〔600万円〕 特認：年間経営費等の12分の12〔同12分の6〕(※)
	農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	負担額の100% 又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 〔負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)の いずれか低い額〕

(※)簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

## 【参考2 農業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く。） ③ 経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く。） ④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方又は農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方にご融資するものに限る。） ⑤ 農業基盤整備資金

## 【参考3 林業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。） ③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金(償還円滑化)及び伐採調整資金を除く。）

## 【参考4 漁業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 ③ 漁業経営改善支援資金